

事業所における防犯責任者の設置について

1 趣旨

事業者の皆さんは、地域住民に対して様々な財やサービスを提供する一方で、事業所の立地、労働力の提供、事業活動の推進などについて、地域住民の理解と協力を得て事業活動を行っています。

このようなことから、平成18年4月に施行した「地域安全まちづくり条例」においては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献していただく観点から、「事業者の役割」として、地域安全まちづくり活動に取り組んでいただくよう努めていただくことを規定しました。

さらに、同条例においては、具体的な取組として、事業所ごとに「防犯責任者」を置くよう求め、安全で安心な兵庫の実現に向けた事業者の皆さんの貢献を期待していることから、県としても、こうした取組への支援を行います。

地域安全まちづくり条例（抜粋）

（事業者の役割）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

第9条 （略）

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

2 事業所に防犯責任者を置く必要性

事業所においては、従業員の安全確保はもとより、事業所を来訪する県民の安全の確保にも十分配慮することが求められています。さらに、地域の皆さんと連携を図り、安全な地域社会づくりに貢献することも大切です。

このような取組については、できるところから無理のない範囲で進めていただくことが重要ですが、より計画的かつ継続的に取り組むためには、事業所内の防犯点検・改修（改善）の実施、地域の自治会等が行う活動との連携、関係機関との調整、事業所内の防犯体制の整備を行うリーダーが必要です。



(具体的な防犯責任者の役割)

- 防犯点検・改修(改善)の実施・・・出入口等の防犯点検、防犯設備の導入
- 警察署等の関係機関との連携・・・警察署、防犯協会等からの情報収集
- 地域社会の安全確保への貢献・・・地域の防犯活動団体と連携した取組
- 事業所内の防犯体制の整備・・・危機対応マニュアル整備、防犯研修

3 防犯責任者の選任

事業者の皆さんには、原則として1事業所(店舗、営業所、工場、事務所等)当たり1名の防犯責任者を選任いただくようお願いしています(必要に応じて補助者を選任しておくことも効果的です)。

なお、具体的には、各事業所の業務内容に精通し、従業員に対する指導的立場にある人(営業所長・副所長、店长、マネージャー、工場長、総務課長など)の中から、各事業所の実情に応じて選任いただいで結構です。



4 事業所防犯責任者設置の届出

各事業所に防犯責任者を選任いただいた事業者又は事業者団体(以下「事業者等」という。)であって、防犯責任者の活動に対する支援をご希望の場合は、県に対して「事業所防犯責任者設置届出書」(別紙参照)をご提出ください。

県は、届出書を提出いただいた経営者に対して、防犯責任者として効果的な活動が行われるよう、支援施策を実施します(平成20年12月5日現在の届出数7,663人)。

5 県の支援施策(概要)

(1) 「活動の手引」及び「ステッカー」の配付等

各事業所の防犯責任者向けの活動マニュアルとなる「事業所防犯責任者活動の手引」及び防犯の取組を対外的にPRするために店頭などに掲示する「事業所防犯責任者設置事業所ステッカー」を配付します。

また、各防犯責任者に対して、防犯・犯罪情報その他活動に必要な情報を提供します。



(2) 「事業所防犯責任者講習会」の開催支援

ア 支援内容

事業者等が各事業所の防犯責任者を集めて主催いただく「事業所防犯責任者講習会」に県の担当者等が会場に出向き、県が提供する資料をもとに講習をさせていただきます。

イ 支援の対象となる事業者等

原則として、以下のすべての要件を満たす事業者等を対象としますので、ご希望の場合は、あらかじめ県地域安全課までご相談ください。

(支援の要件)

- 事業者等自らが講習会を主催いただくこと（単独の講習会ではなく、事業者団体の総会などの機会に併せて開催いただくことも可能）。
- 事業者等において会場を確保し、各事業所の防犯責任者を集めていただくこと。
- 特に取組を進める必要があると県が認める事業者等であること。

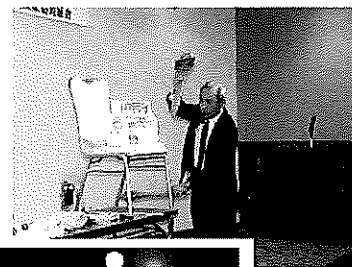
※ 防犯責任者を一同に集めるのが困難な場合は、当該事業者等の理事会、支部長会、ブロック役員会等の機会に講習会を開催し、これに参加いただいた皆さんから各事業所の防犯責任者に周知いただく方法でも結構です。

ウ 講習会のプログラム

講習会を主催する事業者等の意向を踏まえ、警察本部、防犯関係団体等の協力を得て、実践的なプログラムを編成します。

(講習会の内容例)

- ・ 最近の県内の犯罪情勢
- ・ 事業所で発生した犯罪の手口等の解説
- ・ 事業所における防犯設備の整備
- ・ 地域社会の安全確保への貢献活動 など



平成19年に実施した講習会の様子

(連絡先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県 企画県民部 県民文化局 地域安全課 普及啓発係：助野、森本

TEL：078-362-3205（直通） Fax：078-362-4465

(様式)

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県電業協会

会長 小坂 哲二 様

会員名

代表者名

印

事業所防犯責任者設置（変更）報告書

地域安全まちづくり条例第9条第3項の規定に基づく防犯責任者を次のとおり設置（変更）しましたので報告します。

については、事業所防犯責任者設置促進事業実施要綱第4条の規定により兵庫県知事への届け出をお願いします。

記

事業所名 (店舗、工場、事務所、営業所等の名称)		
防犯責任者氏名		
役職名（肩書）		
連絡先	所在地	
	TEL/FAX	
	E-mail	

防犯責任者を変更した場合は、新任の方についてご記入下さい。

事業所防犯責任者設置（変更）届出書

平成 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

(申請者 (事業者))

所 在 地	
事 業 者 名 (名 称)	
代表者氏名	印
業 種	

地域安全まちづくり条例第9条第3項の規定に基づく防犯責任者を次のとおり設置（変更）しましたので、事業所防犯責任者設置促進事業実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

事 業 所 名 (店舗、工場、事務所、営業所等の名称)		
防 犯 責 任 者 氏 名		
役 職 名 (肩 書)		
連 絡 先	所 在 地	
	電 話 番 号	
	e-mail	

- ※ 事業所（店舗、工場、事務所、営業所等）1カ所ごとに1枚記載してください。ただし、複数の事業所について届け出る場合は、「事業所名」以下の部分を「別紙のとおり」と記入いただき、上記の内容が記載されているものを添付いただいても結構です。
- ※ 防犯責任者を変更した場合は、新任の方についてご記入ください。